

土 着

― 初期甲斐源氏の屋形造り ―

ラインハルト・ツェルナー

甲陽軍鑑の「家」の概念

武田信玄が天文二十（一五五一）年に入道したことについて、甲陽軍鑑は四つの理由を議論しているが、第一の理由を次のように述べている。

「武田は新羅三郎公より信玄公まで廿七代にて、しかも代々弓矢を取て其誉有をもつての故か、公方の御代官として御同座の折々、両度に至て御陣所になをし置給ふに付て、武田殿居住の処は、今にいたつて御所と申しても苦しからず。然れば晴信公代に家を破りては、跡廿六代へ対し晴信公面目なき次第なり。情世間の体をみるに、ひさしき家共皆破れ、漸はや武田の家など破るる時刻に廻来たると思食て、信玄公御説に、昔平の清盛は身命を惜しみて発心なり、我は前代へのためにとて件の如し。」

甲陽軍鑑に使われている「家」という言葉はさまざまな意味を持っている。武田の「家」は

- ・ 一人の祖先による代々の一系または

- ・ 子孫の手柄による家柄、あるいは
- ・ その家族の居住

としてみられているが、さらにもうひとつの面があった。甲陽軍鑑は信玄法度の喧嘩両成敗を次のように説明している。

「幸武田の御殿は公方家の作法なり。公方の御屋形作りは、第一諸人のつきあひに慮外なきこと肝要に候故、諸侍伺候いたすには、縁ばかりあるき申やうに造給ふは、中興鎌倉にて頼朝公より始まりぬ。其後尊氏公、右の図をもつて、都にて造り給ふ屋形作りの様子、人々慮外なき様を宗とするは、公方家の屋形作りなり。」

要するに、家の内部の構造は内輪もめを防ぐものでなければならぬ。そうして、「家」の四つ目の面は

- ・ 「家中」、つまり家臣団の構造であった。

甲陽軍鑑の考えた「家」の多面性は、次のようにまとめることができると思う。（第1表）。

これらの概念を用いて、著者は武田家の支配制度を研究している

第1表 家の支配組織

外部 的			内部 的		
手 柄	家 柄	官 職	土 着	屋 形	領 地
他 支 配	者 と の	関 係	支 配 の	場 所 と	実 態
政治			経済		
一 族	家 中	庶 民	祖 先	代 々	伝 統
被 支 配	者 と の	関 係	支 配 の	伝 来 と	正 統
社会			文化		
共 時 的			通 時 的		

ころだが、本稿ではその最初をなす甲斐源氏の土着を巡る諸問題に触れてみたい。第1表に示されたように、「土着」は「支配の場所と実態」を定める、新支配者の決定的な第一歩と考えられる。石井進氏などが指摘したように、武士は「名字の地」がなければ支配者の身分も取得できない。³⁾

一流の武士であった武田家はどうであつたらう。

濫 行

大治五(一一三〇)年末の事件だが、常陸の国司はその住民清光を「濫行」で朝廷に訴えた。⁴⁾ 朝廷の判断は不明であるが、仮にこの清光を源清光とすれば、「尊卑分脈」に記録されている清光の父義清の「配流」との関係が考えられる。そうすれば、父子は「濫行」のために甲斐国へ流されたことになる。

ほぼ同時にもう一人の常陸の国の住民が同じ理由で訴えられた。「悪権守」と呼ばれてきた平広幹が隣の下総の国の荘園に無理をやつ

た、と伝えられている。⁵⁾ 清光の「濫行」も同様の武力行使を指したと思われる。ところで、広幹と清光は親戚であつた。清光の祖母は平(吉田)清幹の娘で、広幹の祖父は清幹の兄であつた。⁷⁾

源義清は「尊卑分脈」ならびに「大聖寺過去帳」で「武田冠者」と呼ばれているので、志田氏は彼が配流の前に常陸国那賀郡武田郷に住んでいたと推定している。¹⁰⁾ これ以前甲斐国には「武田」という郷などがなかったらしいことから、志田氏の説はおそらく正しいと思われる。

とすれば、源義清・清光の配流は結局元中央貴族の分家の土着が失敗したものと思なされねばならぬ。

市 川 荘

配流地は甲斐国巨摩郡市川荘であつた。この荘園は京都の仁和寺の末寺であつた深草の法勝院領をなした。安和二(九六九)年の領地目録によると、荘園の田地は凡そ十四町歩に及んでいた。¹³⁾ 田地の配置は条里制によって記録されているが、当時の甲斐国の条里制は全く不明である。しかし、一見して田地の半分ぐらいは巨摩郡にあり、わずかに四つの里に分けられていたことが分かる。それは、

- ・ 七条二里「志万」(一・五八町)、
- ・ 八条四里「菟田」(〇・七〇町)、
- ・ 九条三里「宮原」(二・二二町)、
- ・ 九条四里「市河」(二・二五町)、

合計六・七五町(四八・四六%)であつた。同じ郡の、約三キロメートル離れた一条と五条には他に合計三・三町歩が配置されていたので合わせて七〇%以上の田地は三キロメートルの範囲に配分されて

いた。巨摩郡、山梨郡、八代郡のこのほかの田地は各々一〇パーセント前後をなしていた。「散在的莊園」といっても、かなり集中的に見える。

さて、問題は、市川荘は一体どこにあったかということである。

「市川」という郷は十世紀には記録に見える。現在の市川大門が当時すでに八代郡に付属していたとすれば、法勝寺目録の「市河里」と市川大門は一致しないから、磯貝氏の「宮原説」を支持せねばならぬ。よって、「九条三里宮原」は現在甲府市宮原町に当たり、市川荘の中心はこの辺にあったことになる。

この推定を裏づけることも可能である。

・甲斐源氏の一族である小笠原家は少なくとも十四世紀まで宮原に領地を持っていた。⁽¹⁸⁾

・武田家は十五世紀に宮原の總社の檀家の大旦那であった。⁽¹⁹⁾

この二つの事実は甲斐源氏と宮原の深い、おそらく土着時代にさかのぼる関係を示すのではないか。

・市川荘の本家は仁和寺の末寺であったが、仁和寺はそのほかに一二八五年まで甲斐国の稲積荘を持っていた。稲積荘は疑いなく現在の甲府市、中心部はだいたい荒川と笛吹川の間にあった。稲積荘は一二八五年に仁和寺から末寺の法金剛院に賜われたが、仮に市川荘も同様に仁和寺から法勝院領になったとすれば両荘園の本家のみならず、位置もともと共通だったと推定できよう。つまり、稲積荘は荒川の東側に、市川荘は西側にあった。

・もう一つの点は法勝院領目録の条里制である。これを次に説明しなければならぬ。

巨摩郡の条里制と市川荘の位置

法勝院領目録にみえる巨摩郡の条里制は

一条々十四条、

二里々十八里、

すなわち九十一平方キロメートルに及んだ。この範囲の条里制は甲府盆地でなければ考えられない。もし甲府市の「一条小山」(現舞鶴城)と中小河原町の「一里山」⁽²⁰⁾につながりがあったとしたら、甲府盆地の条里制の原点は現在の甲府城の辺にあってそこから南へ笛吹川まで下って、西へは現在の白根町・櫛形町・甲西町に至ったと思われる。そうすれば南北十四条、東西十八里の条里制が可能になる。

こうして推定した条里制と市川荘の配分目録を比較すればなお面白いことが分かる。すなわち、「九条三里宮原」は現在の甲府市宮原町に当たる。舞鶴城から南方約四五〇〇メートル西方約一二〇〇メートルへ歩けば宮原町がある。

あくまでも推定であるが、十世紀の市川荘と巨摩郡の条里制を第1図のように再現してみることが出来るだろう。

しかし、源義清父子が配流された十二世紀初め頃の市川荘の姿はすでに以前の条里制から変わりつつあった。

「長寛勘文」にあるが、勘文（朝廷が専門家に求めた沙汰意見書）によれば

「久安年中太宰帥藤原卿定ニ彼國一之時」

鳥羽院庁から御下文をもらった。太宰帥を国守、藤原卿を^{もととき}顯時と見れば、康治元（一一四二）年〜久安六（一一五〇）年の甲斐国守のことを指しているであろう。本家は熊野神社であったが、下司などは明らかでない。しかも、勘文が語る濫行は著しい。

国衙の兵は

「^{たふし}態停ニ^{たふし}廃当山領字八代荘一。拔ニ^{たふし}棄^{たふし}勝示一。奪ニ^{たふし}取年貢一。追ニ^{たふし}捕在家一。擯ニ^{たふし}取神人一。或禁ニ^{たふし}其身一。或割ニ^{たふし}其口一。」

といった残酷なことを行ったが、目的はやはり荘園の「停配」にあった。当時の甲斐国守と在庁官人は「新立荘園」の廃止を狙った、という主張から、八代荘もまた新立荘園であった事実が分かる。

荘園領地の境に「勝示」（土地境界を示す看板）が立っていた。

「在家」も社の近くにいたらしい。これは決して十世紀の市川荘のような、散在的な印象を与えない。新しく立てられた荘園として、当然一円荘園の形をしたのであろう。

なお、勘文は二つの加納地を指摘する。一つは例の「安多」で、おそらく現在の山梨市にあったと思う。もう一つは「長江」といって現在の八代町の永井であらう。⁽²⁸⁾両方ともに一一六二年の事件の少し前に国守が雑役御免を許した。八代荘はこの加納地に対し「雑役免荘園」であった。つまり、勝示内の土地と違って、荘園の支配は

いまだ完全ではなく、おそらくともと国衙領であったのだらう。とすれば御坂（「国衙」）・一宮・春日居（「国府」）の辺にあった国衙領は北南に八代荘に挟まれていたようである。

さて、新立荘園の八代荘はいったい誰によって形成されたのであろうか。

先ず逆に無関係の人を除外して行こう。一一六二年の事件を起こした国守藤原忠重、目代中原清弘、在庁官人三枝守政らは確かにその通りだったのであろう。ということは、八代の反対側は国衙ばかりでなく、藤原・中原・三枝の三家でもあったろう。

一方、形成の直前甲斐国に移ってきた源義清等はどうであろう。

甲斐源氏の土着と八代荘の形成のながれを比較してみよう。（第2表）

第2表 甲斐源氏土着と八代荘の発展

一一三一年	常陸国から配流
一一三七年	鎌田庄寄進
一一四五〇一年	八代荘新立
一一四九（異説一一四五）年	安田義清没する（七十五歳）
一一六一年	安多、長江雑役御免
一一六二年	八代荘停廃事件
一一六八年	逸見清光没する（五十九歳）

上に述べたように、義清自身と息子の義定は安田と呼ばれたが、安田を八代荘の加納地とすれば義清配流と荘園の新立との関わりを推定できるのでないか。義清は一一四九年まで生きていたので根拠地の所有権に何かの変化があれば当然彼を無視できなかったに違いない。

清光は逸見と名乗ったが、彼の一人の息子は八代信清といった。彼尚かつ義清の長男

の跡を継いだのは甥の小笠原長清の息子であったが、八代荘は一三八三年の小笠原家知行目録にも見える。すなわち、早期から甲斐源氏と結び付いていた。

この関係をより明確にするためにもう一つの荘園をたずねなければなるまい。

鎌田 荘

右大臣藤原宗忠の日記によれば、保延三（一一三七）年に甲斐国鎌田荘が関白藤原忠通に寄進された。更にわずかの三週間後、これを斎院に渡す話もあったという。⁽²⁰⁾

子細は不明だが、当時の藤原家と斎院の関係を考慮せねばならぬ。一一九一年に忠通の父たる関白忠実が上野国で広大な荘園を造らんとしたとき、白河院はそれに絶対反対を唱えた。上皇は明らかに藤原家の荘園の所有拡大に歯止めを掛けようと図ったが、表向きは、荘園プロジェクトのある地方は、皇女の勤め先の斎院が利用していた紅花の産地であり、その生産を守る姿勢をとった。⁽²¹⁾翌年に忠実の娘との縁結びを許さなかったため、忠実が辞任して藤原家の荘園処理を息子の忠通に譲った。

一方白河院が一一二九年に崩御し鳥羽院の世になった後、忠実が復活して院庁の実力者となった。彼が一六二二年に世を去るまでの間、全国の荘園は前例のない勢いで拡大していた。が、新荘園は多くの場合皇室と関わりがあった。鳥羽院が作った安楽寿院、妻美福門院の歓喜光院と娘の八条院は承久頃までに一五三の荘園を手に入れた。中には甲斐国の三荘園も含まれていた。それは篠原、小井川、そうして鎌田であったがいずれも現在の甲府の周辺におかれていた。

また、前述の八代荘も鳥羽院の御下文をもっていたことは刮目すべきである。

ともかく、藤原家に寄進された鎌田荘は成立から一世紀以内に、皇室関係の八条院に渡されたようであるが、それが話題の斎院への再寄進と関係があったか否かは不明である。しかしもしそうであっても不思議とは思われない。忠実の実力を考えれば、荘園を一つ皇室に上げて藤原家にとって損にならなかったであろう。なお、十八年前の事件も斎院に関係したので、今度の鎌田寄進問題にも似ている点があったかもしれない。つまり、朝廷から改めて要求または反対があったのであろうか。

しかし、この問題は在地レベルにはあまり影響を与えなかったと思う。実際の問題は鎌田荘を藤原家に寄進したのはいったい誰だったのか、ということだ。

この問題を解決するには、まず鎌田荘の位置を問わねばならない。「鎌田八郷」の総社は十五世紀に現甲府の宮原にあった。⁽²²⁾「八郷」は宮原を含めての隣郷を指摘したと思われるが、それは一方上述の如く旧市川荘の中心部に当たる。鎌田と市川の関係は新たな問題を提出する。鎌田荘出現から市川荘が史料上の姿を消した事実を無視することはできない。鎌田は改名した市川であったのだろうか。しかしそうであれば一一三七年の寄進は必要あったのであろうか、という疑問もわいてくる。

「鎌田」という名にも注目したい。宮原周辺には鎌田川があるが、地名は本当にこの川に由来するのであろうか。⁽²³⁾川三つ向こうにも「鎌田」の地名があるが、明らかに鎌田川とは無関係だ。一つは石和町の東油川にあって、もう一つは笛吹川に向こう側の増利（八代

町)にある。小範圍に三つの無関係の同じ字が存在するとは極めて想像しにくい。従って、こちらも鎌田荘の領地に当たったと思う。すなわち、初期の荘園は十五世紀の八郷より広がった。

なお、「鎌田」という所は全国的に見てもそう多くはない。全日本で約十八ヶ所である。

福島県と新潟県の鎌田は長福寺の領地であったが、長福寺は一六九九年に建立された。初見は甲斐の鎌田よりずいぶん後になる。一方、伝説によると福島の一つの鎌田は鎌田信治という大和の武士が開発したという。

兵庫県の三江荘は鎌田とも呼ばれたが、松尾社領で、初見は一二八五年。

奈良県の鎌田荘は春日大社の社領であったが、伝説によれば相模国の武士鎌田正清の息子が作った。

一方、甲斐国志も同じ鎌田正清を甲斐鎌田荘の領主と推定するが、この一二三年に生まれた、源義朝の後の家人が一三七年、つまり十四歳という驚くべき若さで荘園の開発を成し遂げたことは全く想像できない。それに、正清が甲斐の土を踏んだという伝説さえない上にむろん信頼できる史料も一切ない。

鳥取県と三重県の鎌田にも開発伝説がある。すなわち、領主が自分で鎌をもって田に入ったと主張する。いうまでもなくこれは根拠のない話にすぎない。

ところが、柳田国男氏は次のような興味深い観察をしたのである。「福島県安積郡豊田村大字成田は、村名を俗に鎌成田とも呼ぶくらいに、有名なる鎌立「かまたて」の複があった。是が亦村の諏訪明神の神木であったのである。「中略」二股の間から鎌の生えた木

だとある。是には鍛冶屋たちのみが、宿願に鎌を打込み祈禱する習いがあった。」

「鎌を神木の幹に打込む習慣は、今日伝説に残っている各地の物語と一続きの物であった、共に諏訪の信仰と深い関係のあることは、大よそ安全に之を推定することが出来る。」

「遠江磐田郡南御厨村の鎌田という部落では、村の神明様に小児の蟲封じ願掛けをして、九歳になると願果しに鎌を納める習わしがある「中略」。地名の鎌田というのが偶然では無いようだから、多分此俗信には一つ前の形があったのである。信州にも子供の蟲切鎌を授ける信仰は折々ある。」

柳田氏の説明は確かに面白いが、疑問が残る。まず、「鎌田」という地名と諏訪信仰の関係は認めにくい。長野県の唯一の鎌田は松本市にあるが、群馬県の鎌田城の様なことではないであろうか。鎌田城は甲斐武田氏の家臣真田昌幸が作った城であるから、おそらく彼がその地名を甲斐の鎌田地方から移したと思う。鎌田地方に領地を持っていた小笠原家もそうであったかも知れない。

しかし、柳田の観察は正しい方向を指していると思う。氏が例に挙げた遠江の鎌田御厨(初見康和四「一一〇二」年)は伊勢神宮領であった。

伊勢国一志郡の鎌田御厨も勿論そうであった。

なお、伯耆国八橋郡(現在の鳥取県東伯郡)には伊勢郷があったが、現在三朝町賀茂村の大字である鎌田がその一部であったと思われる。伊勢郷は明らかに伊勢神宮の領地であった。

また、高知県春野町西分には古い伊勢神社があるが、近くに鎌田という小字も残っている。それは偶然であろうか。

更に、前述の松本市の鎌田の辺にも伊勢町がある。
最後に、甲斐の場合はどうであろうか。

伊勢神宮の御厨は石和にあった。上述したように、石和町の東油川に鎌田という小字が残っている。それもまた偶然とは思えない。伊勢神宮が石和御厨をいつ作ったか不明だが、当宮が甲斐国守藤原惟信を一一〇〇年に「無礼」のために訴えたからその時は既に甲斐国との結び付きがあったことが分かる。

結論してみよう。「鎌田」という所はほとんど例外なくあるいは明らかに神社（または仏閣）領であり、あるいはその近くにあった。特に伊勢神宮との関係が目立っている。次のように解釈できるのではないかと思う。

・この地名は社領に関係ある。

・「鎌田」の元来の意味は、「神田」⇨「かみた」⇨「かまた／からだ」であったと思われる。つまり、社領の神田を指す。

・特に多い伊勢神宮系の「鎌田」という所の母体になったのはおそらく伊勢国鎌田御厨であろう。

そうして見れば一一三七年の甲斐国鎌田荘の背景にはおそらく旧市川荘のみならず、他の神社の領地も含まれていたと思う。特に伊勢神宮の石和御厨との関連は注目すべきであろう。武田信義とその一族が治承四（一一八〇）年に居住を逸見山から石和御厨に移したのはその証拠となる。

なお刮目すべきことは鎌田荘と八代荘の関係である。八代荘の加納地長江の直ぐ傍に前述の増利がある。そこは「鎌田」という二ヶ所があるので、おそらく鎌田荘の一部であった。「増里」という地名が新しく開発された里を指しているように、⁽⁴⁶⁾ 荘園のこの辺の進展は

開発によっていたのであろう。

更に、九六九年の法勝院の市川荘目録に八代郡田地が載っていて、それは四条六里の「治尾」と八条三里の「蓼井」であった。御坂町と八代町の間には「竹居」という大字があるが、それは「竹井」または「建居」とも書く。⁽⁴⁷⁾ 「蓼井」も「建居」も発音が同じく「たてい」である。市川荘の旧領地はこの辺にあったと思う。それから八代荘の一部になった。

最後に山梨市市川・小原・神内川と市川荘および八代荘との関連がある。前に指摘した「安田」／「安多」⁽⁴⁸⁾ は一方では市川荘に流された義清と、その息子⁽⁴⁹⁾ の名字の地で、またもう一方では、八代荘の加納地でもあった。義清がそれを支配していた時は市川荘に付属し、義清の死後は新八代領になったのではないだろうか。

結局、八代荘と鎌田荘の繋がりは否定できない。ほぼ同時に成立し、この二つの荘園は旧市川荘に代わった。旧市川領は開発と国衙領の押領、笛吹川の兩岸に沿った新田開発、または隣の荘園（御厨）との領地交換によって一元化されたが、同時に二つの新しい荘園に分けられた。そうして市川荘を鎌田・八代荘へ移行させたのは土着中の源義清らであったとしか考えられない。

配流と土着

甲斐国に流された源義清が荘園の下司もしくは国守の目代になったという説があるが、配流は罰の一種なので任職は認めにくい。⁽⁵⁰⁾むしろ祖先の新羅三郎義光の時代からの縁によって市川に流されたのだと思う。義光の長男義業の母は「甲斐守友実」の娘だったというが、⁽⁵¹⁾ そういう国守は一切知られていない。おそらく一〇九一〜一〇

九八年に見える甲斐国守藤原行実のことと思われる。一方、義光が建立したと伝えられる甲斐の神社仏閣も数多く残っているが、別荘も一、二軒ぐらいいは建てたのではないだろうか。

豪族の別荘が荘園になった例は沢山あるが、ここでは下野国の足利家の例を挙げたい。

源義国は一一五〇年に家来の乱暴によって妻の地元足利別業に流された。妻の親戚の藤原豪族の援助を得、別業を荘園に広げてそれを鳥羽院の安楽寿に寄進した。長男の義康が足利荘を受け継ぎ、次男の義重は隣国の上野で新荘園の^{（28）}新田を開発した。こうした土着のパターンは甲斐源氏の歩みに非常に似ていると思う。

甲斐源氏も流罪に処され両親ゆかりの地に入った。荘園などの官職は最初になかったが、市川荘領内にあった別荘から直ちに新荘園の開発に努めた。父義清と子清光は早期から荘園の所有を二つに分けたようである。旧市川荘は解体され、鎌田荘および安田・市川大門「後の青島荘」の旧市川荘の加納地は安田冠者義清と義定の支配になったのに対し、八代荘（旧市川荘の八代郡での領地を含めて）と逸見は清光の領地になった。そういった点でも足利・新田氏に似ている。但し、これらの領地は安田氏の滅亡によって一つになった。

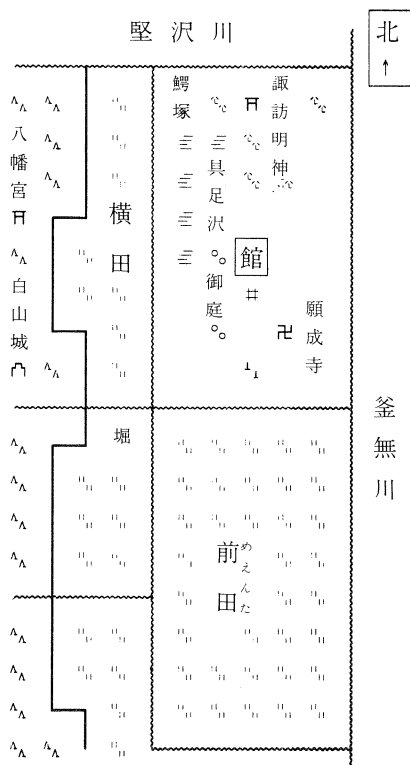
なお、逸見は清光の根拠地であったが、稲の耕作よりむしろ甲斐の黒駒の飼育が目的であった。つまり、古代の御牧と関わっていた逸見牧を、開発もしくは支配していたので、逸見冠者と呼ばれ

た。長男の光長も逸見と名乗ったが、次男の信義は武田と名乗った。彼は一一二八年に常陸国武田郷に生まれたが、逸見牧から南に下って、武川の武田を作った。

信義の館と関係がありそうな地名は残っているが、実際に信義の時代までさかのぼるか否か言明できない。残念ながら考古学的な調査はまだ行われていないが、一応武田信義館の想像図がでけると思う（第2図）。

韮崎市で最近発掘された弥生前期の水田跡が示すように、この地方は極めて古い時代から耕作されていた。信義の前に既に開発があった可能性がある。なお、館の直ぐ傍には「鰐塚」という地名が残っ

第2図 武田信義館の想像図



ているが、『甲斐国志』が指摘したように、もともと「和仁塚^{わに}」だったの⁵⁶だろう。九六九年の市川荘の一つの田地も「和爾部」といった⁵⁷が、和爾氏は大和の有力氏族で後に春日と名乗った。史料には載っていないが、この和爾氏が古代の甲斐国にも移ってきた可能性がある。「春日」という地名も所々見える⁵⁸。

今後の武田氏研究の課題はまだ沢山残っているが、特にこの館の本格的な研究が必要と思う。信義館は平安末期・鎌倉初期の典型的な武士の家の姿をしている。居住と農業根拠地の館、それを囲む直営田と庭、それを守る堀、川と山、山の上の要害城、そうして氏神ならびに菩提寺を合わせて当時の武士の「家」が再現される。

甲斐源氏は逸見、石和、最後に躑躅ヶ崎の館を本拠にしたが、土着時期の思い出はこの武田信義の館と結び付いていた。信玄は一五四一年に父信虎を追放し武田の惣領となると直ちに葦崎の武田八幡宮を修理させたことはこれを示している⁵⁹。

さて、結論してみよう。甲斐源氏の土着の努力は先ず常陸国で失敗に終わって、一一三一年から甲斐国でついに成功した。市川荘を出発点とし、義清と清光は鎌田荘と八代荘の成立に努めた。最初は先住民の助けを得たであろうが、その後国衙領などの問題を巡って国守と在庁官人―すなわち他の豪族―と争ったようである。果たして義清らの所領が段々広がってくるにつれて政治的実力も上がった。土着開幕の半世紀後、「甲斐源氏」の武士団は東国武士の有力な一族になったのである。しかし「武士団」は一つの「大きな家」ではなく、義清と清光の子孫が建てた分家の連合であった。武田家は戦国時代に本格的な宗家と惣領になるまで苦戦したが、信玄が自分の役目を「大工」に例えたのはもう一度「屋形造り」の重要性を言い

たかったのであろう。

注

(注)この論文を謹んで故東京大学教授永積昭先生の思い出に捧げる。

- (1) 品四
- (2) 品十六
- (3) 石井進『中世の武士団』、小学館一九七四年二一五―二二〇頁
- (4) 『甲府市史』「甲史」、史料編Ⅰ(一九八九年)一〇〇号
- (5) 志田『勝田市史』(一九七八年)二六頁
- (6) 石井、同上二六八頁
- (7) 同上二六六頁(常陸平の系図)。しかし石井氏は清幹の娘と義清の兄義業との縁結びを考えている。だが、統群書類従巻第百二十二の「武田系図」「武系Ⅱ」によれば、義清の母は、「常陸の国住人鹿島清幹娘」であった。
- (8) 甲史Ⅰ、第一〇〇号
- (9) 『山梨県の歴史』(一九九〇年)八八頁
- (10) 二四―二六頁
- (11) 十世紀の和名類聚抄の郡名の記録には「武田」がない。
(甲史Ⅰ、七六号)
- (12) 「尊卑分脈」と統群書類従巻第百二十一の「武田系図」「武系Ⅰ」は義清の配流だけある。清光のことは推定しかできない。義清の兄(佐竹義業)がなぜ共に流されなかったか理由も明らかではない。
- (13) 甲史Ⅰ、第七三号

- (14) 「条里地割」『市史編さんだより』第八号（一九八七年九月）七頁
- (15) 「延喜式」卷九
- (16) 甲斐丘陵考古学研究會編『古代甲斐国の謎』（一九八五年）二二三～二四頁。異説あり。
- (17) 「武田氏と甲府」『甲府市史研究』第五号（一九八八年九月）一～七頁
- (18) 甲史Ⅰ、第一七六号
- (19) 同上第一九二号
- (20) 「条里地割」、同上
- (21) 「山梨県」『日本地名大辞典』（角川）「地辞」一九（一九八四）一一一二頁
- (22) 武系Ⅱ
- (23) 同上
- (24) 地辞八〇〇頁
- (25) 群書類従卷第四六三（雑部）
- (26) 地辞八〇三頁。異説あり。
- (27) 永原慶二編『中世史ハンドブック』（一九七三年）三〇八～三〇九頁
- (28) 地辞八〇三頁
- (29) 甲史Ⅰ、第一〇一号
- (30) 峰岸純夫「東国武士の基盤」（稻垣泰彦編『荘園の世界』「一九八三年」三三～六八頁）三九頁より
- (31) 中野栄夫『中世荘園の歩み』（一九八二年）二〇七頁より
- (32) 甲史Ⅰ、第一六三号

- (33) 同上、第七一九二号
- (34) 地辞二六二
- (35) 八頁参照
- (36) 地辞二六二頁
- (37) 金井弘夫編『日本地名索引』、アボック社（一九八一年）より
- (38) 『角川日本地名大辞典』二四・三重県（一九八三年）三二二頁と同三一・鳥取県（一九八二年）二二三頁参照
- (39) 『定本柳田国男集』第二二卷、築摩書房（一九六二年）二五〇頁
- (40) 同上二四四頁
- (41) 同上二五二頁
- (42) 「群馬県地名」『日本歴史地名体系』一〇、平凡社（一九八七年）八一頁参照
- (43) 『角川日本地名大辞典』二二・静岡県（一九八二年）三〇〇頁参照
- (44) 同三一・鳥取県（一九八二年）二二三、二三七頁参照。
- (45) 甲史Ⅰ第一〇九号（吾妻鏡より）
- (46) 地辞七三九頁
- (47) 同上五三一頁
- (48) 地辞九七頁はそれを「あた」と読むが、「安多」という所は全国を通じて他にない。鹿児島には「阿田」「あた」があり、沖縄には「安田」「あだ」がある。（『日本地名索引』、同上）が、甲斐からずいぶん離れた例である。常識的にいえば「安多」を「やすた」と読むとしか考えられない。

(49) 清雲俊元氏などの説によると義定は逸見清光の息子であった。「甲斐源氏安田義定」(一九八六年)。確かに義定は武田信義と逸見光長(清光の長男達)より六年下だが、義定は相当に独自に活動した。分家した清光に対し、義清は孫義定を自分の後継ぎとして養子にもらった可能性もある。

(50) 同上四三頁参照

(51) 甲史Ⅰ、第一〇二号(武系Ⅱより)。

(52) 峰岸、同上四〇〜四二頁より

(53) 韮崎市教育委員会作成の「旧跡分布図」と山梨県高等学校教育研究会社会科部会編の『山梨県の歴史散歩』(一九八八年)一六五頁より

(54) 卷四八・古跡部第一一

(55) 甲史Ⅰ、第七三号(九条三里宮原の第二四田地)

(56) 周知のように、『甲陽軍鑑』の著者と伝えられる高坂弾正の実家は石和の老百姓、春日氏であった。石和には春日屋敷もあったという。また、山梨市は旧名と昔「日下部」「かすかべ」といった。春日居町の町名と境川村の「春日山」も関係あるのかも知れない。

―『甲斐国志』と『韮崎市誌』の岳田Ⅱ武田王説には賛成できない。「岳田」の読みは「おかだ」だと思う。また、九世紀始め頃のこの甲斐国守と武田村の関連については証拠がない。

(57) 甲史Ⅰ、第二六一号

(58) 『甲陽軍鑑』品三九

(山梨大学留学生 西ドイツ・キール市)